

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和2年7月17日(金)午前9時30分～
ホテルルビノ京都堀川 平安の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) (仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
- (2) 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について

4 閉 会

配付資料一覧

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱について、指針、傍聴要領
- 【(仮称)若狭嶺南風力発電事業】
- 資料3 諮問文
- 資料4 環境影響評価法手続の流れ、配慮書手続の概要、配慮書の概要
- 資料5 前回の議事要旨、事前提出意見、関係市意見、関係課意見、過去の知事意見
- 資料6 意見一覧
- 資料7 専門委員会意見(案)
- 【枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業】
- 資料8 諮問文
- 資料9 京都府環境影響評価条例に基づく手続の流れ
- 資料10 環境影響評価準備書の概要と手続等

机上資料

- ・(仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
- ・(仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書要約書
- ・枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
- ・枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書要約書
- ・環境影響評価法パンフレット
- ・京都府環境影響評価条例リーフレット
- ・環境影響評価法例規集
- ・京都府環境影響評価条例例規集

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

| 氏名 | 職名 | 分野 | |
|--------|--------------------------------------|------------------------------------|--------------|
| 上田 佳代 | 京都大学大学院地球環境学堂准教授 | 大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素 | 大気質 |
| 高野 靖 | 京都大学大学院工学研究科教授 | | 騒音・振動 |
| 大下 和徹 | 京都大学大学院工学研究科准教授 | | 悪臭、廃棄物 |
| 清水 芳久 | 京都大学大学院工学研究科教授 | | 水質、地盤沈下、土壌汚染 |
| 成瀬 元 | 京都大学大学院理学研究科准教授 | | 地形・地質 |
| 勝見 武 | 京都大学大学院地球環境学堂教授 | | 環境地盤工学 |
| 渡邊 紹裕 | 熊本大学特任教授 | | 水循環、地球環境 |
| 中尾 史郎 | 京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授 | 動物 | 昆虫 |
| 布野 隆之 | 兵庫県立人と自然の博物館研究員 | | 鳥類 |
| 吉村 真由美 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所チーム長 | | 水生生物 |
| 田中 和博 | 京都先端科学大学バイオ環境学部長 | 植物 | |
| 徳地 直子 | 京都大学フィールド科学教育研究センター長 | 生態系 | |
| 荒川 朱美 | 京都造形芸術大学芸術学部教授 | 景観 | |
| 佐古 和枝 | 関西外国語大学英語国際学部教授 | 歴史的・文化的景観、文化財 | |
| 黒坂 則子 | 同志社大学法学部教授 | 制度・手続 | |

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。